

(改正概要)

○第2条関係（定義）

- ・要綱と重複している内容の箇所の削除。

○第3条関係（休日）

- ・工事完成日以降の取扱いの修正。

○第4条関係（対象工事及び発注方式）

- ・現場閉所が可能な場合における交替制の実施不可を明記。

○第7条関係（工事費の積算）

- ・積算の補正区分名称を次のとおり改正。

区分	改正前	改正後
週休2日	月単位の4週8休以上	完全週休2日（土日）
	通期の4週8休以上	月単位の週休2日
交替	月単位の4週8休以上（交替）	完全週休2日交替制
	通期の4週8休以上（交替）	月単位の週休2日交替制

- ・名称改正と合わせ各種経費に乗じる補正係数の改正
- ・建設部要綱と積算の補正区分名称の統一に伴う、読み替え表の削除。

○その他記載内の文言の修正。